

建設・IT・ものづくりの中小企業に技術者として就職したい方

奨学金返還をサポートします

「既卒3年以内」の方も
申込可能です



令和4年度

中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業 登録者(大学生等)募集

企業情報・お申込みはこちらから



事業概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が登録企業に技術者（正規雇用労働者）として就職し、1年間継続して勤務した場合、登録企業と東京都が1/2ずつ負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成する事業です。

◆ 登録企業

建設・IT・ものづくり分野の中小企業等で、大学生等を技術者として採用することを希望する企業です。

◆ 助成金額

奨学金返還に必要な費用として、次の①から③のうち、登録企業があらかじめ選択した額を助成します。



登録者（大学生等）
1名に対して

- ① **30万円** (10万円/年) ② **72万円** (24万円/年) ③ **150万円** (50万円/年)

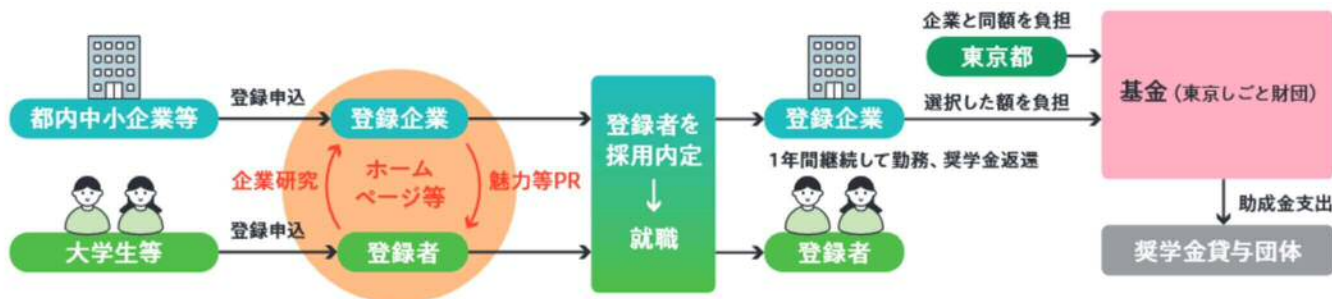
※登録者の奨学金返還残額（利息分を除く）が助成の上限となります。

登録企業の求人情報や助成金額は、本事業のホームページに掲載しています。

お申込み・お問合せは裏面をご覧ください▶

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 登録者(大学生等)お申込みについて

◆ 事業の流れ



登録申込受付期間 ▶ 令和4年**4月6日(水)**～令和5年**3月15日(水)17時必着**

◆ 登録者(大学生等)の要件

- 次のアまたはイのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者
 - 大学(短大除く)、大学院、大学校若しくは高等専門学校(専攻科)を令和5年3月31日までに卒業又は修了予定の者
 - 登録申込日時点で大学等を卒業後3年以内の者
- 右記の対象奨学金の貸与を受けていること
- 他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者

◆ 対象奨学金

- **日本学生支援機構**
 - ・ **第一種奨学金**
 - ・ **第二種奨学金**
- その他東京しごと財団理事長が認める公的機関実施の貸与型奨学金

◆ 助成の概要

- ・ 登録企業に就職した後、1年間継続して勤務し、適切に奨学金返還を行っていることが要件となります。
 - ・ 登録者の支給申請に基づき、登録企業があらかじめ設定した助成金額を、都と登録企業が負担し、奨学金貸与団体に助成金を支出します。最大3年間、助成を行います。
- ※貸与団体への支出は、原則として繰上返還となりますが、先掛返還(返還期日が到来していない割賦金を前もって入金すること)が可能な場合もあります。

◆ 登録の流れ

専用ホームページにて募集要項をご確認いただき、申込フォームからお申込みください。

1. 登録申込フォームから申込

※添付書類あり

2. 事務局による審査

3. メールにて登録完了をお知らせ

まずはお気軽にお問合せください

下記URLから事業の詳細をご覧ください。ご不明点などございましたら、お電話またはHPのお問合せフォームからご連絡ください。

中小企業人材確保のための
奨学金返還支援事業事務局

TEL **03-6734-1228**

<https://tokyo-scholarship-support.jp/>



[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00

※土日・祝日及び年末年始はお休みです。